

伊方町事前復興計画策定業務 仕様書

1 業務名

伊方町事前復興計画策定業務

2 目的

伊方町は、南海トラフ地震による揺れや津波等により甚大な被害を受けることが想定されている地域である。

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震のような大規模災害では、復旧・復興が長期化することで、住民の故郷での再建への意欲を削ぎ落とし、人口流出や地域活力の衰退につながることを懸念される。

そのため、事前の復興手順や体制、復興後のまちの姿等を検討し、さらに、現段階で取り組むことが可能な備えを実行していくため、事前復興計画を策定する。

3 対象地域

伊方町全域（3地域を予定）

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

ただし、その期間内に委託業務が終了した場合は、契約日の翌日からその終了日までを委託期間とする。

なお、本業務で想定している業務履行期間は、5か年以内を予定しているが、「7業務内容（7）その他」に規定する業務内容(案)を踏まえた上で、履行期間を短縮することは可とする。

5 提案限度価格

本業務に係る提案限度価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

令和7年度： 7, 293, 000円(消費税及び地方消費税含む。)

総事業費：35, 000, 000円(消費税及び地方消費税含む。)

なお、この価格は契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約することを約束するものではない。

6 管理技術者等

受注者は、本業務の技術者として次のとおり管理技術者等を配置しなければならない。

なお、管理技術者及び主たる担当技術者は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

- (1) 管理技術者
 - ア 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者とする。
技術士(総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画)
技術士(建設部門：都市及び地方計画)
R C C M(都市及び地方計画)
 - イ 管理技術者は、下記に示す同種又は類似業務に従事した経験を有すること。
同種：事前復興計画又は復興計画
類似：地域防災計画
- (2) 主たる担当技術者
担当技術者は、下記に示す同種又は類似業務に従事した経験を有すること。
同種：事前復興計画又は復興計画
類似：地域防災計画

7 業務内容

令和7年度における本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、最低限の内容を示すものであって、企画提案等の内容、町及び受託者との協議によって、業務の内容及び仕様等を変更することがある。

(1) 計画策定事前準備

業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務遂行に必要な実施方針やスケジュール等をまとめた業務計画書を作成する。

(2) 既往の関連計画や施策等の整理

伊方町の基礎データより、まちの現況と被害想定を重ね合わせ、被災後に想定されるまちの課題を整理する。

まちの現況を表す総合計画等の計画書や各種統計、被害想定の確認に必要な津波ハザードマップ等の基礎データは発注者より貸与する。

(3) 職員研修等の実施支援

職員が事前復興計画策定への理解と知識を得るための各職位に応じた研修を企画・実施する。

(4) 庁内における検討組織の会議開催及び運営準備・支援

事前復興計画の策定を促進するため、庁内に立ち上げるプロジェクトチームによる各種検討事項の整理及び会議の運営準備及び支援を行う。

(5) 伊方町事前復興計画策定委員会(仮称)の運営準備・支援

庁内における検討組織における議論とあわせて、関係機関や学識経験者、地域の代表等が参画した委員会の運営準備及び支援を行う。

(6) 協議記録等の作成及び提出

上記の各種会議の協議記録等を作成し、提出する。

(7) その他

参考として、本業務で想定している業務履行予定期間中の業務内容(案)は次の

とおりとする。

なお、業務履行予定期間中の業務内容(案)を踏まえた上で、履行期間を短縮することは可とする。

ただし、業務履行予定期間中の業務内容(案)は、あくまで現段階での案であるため、町及び受託者との協議によって変更することがある。

【業務履行期間中の業務内容(案)】

ア 計画策定事前準備

イ 職員研修等の実施支援

職員研修は、計画策定準備が整った時点、事前復興計画【プロセス編】に着手する時点、事前復興計画【ビジョン編】に着手する時点、事前復興計画【復興まちづくり計画】に着手する時点の計4回実施する。

ウ 庁内における検討組織の会議開催及び運営準備・支援

エ 伊方町事前復興計画策定委員会(仮称)の運営準備・支援

オ 地域ワークショップの運営準備・支援

伊方地域、瀬戸地域、三崎地域の3地域ごとに地域ワークショップ運営支援を行う。地域ごとに事前復興計画【復興まちづくり計画】に着手する時点、中間段階、とりまとめ段階の3回開催を予定する。

カ 打ち合わせ協議の実施

打ち合わせ協議は着手時1回、中間7回、完了時1回の計9回開催するものとし、必要に応じて適宜適切な方法で実施する。

キ 伊方町事前復興計画【プロセス編】の作成 ※1

ク 伊方町事前復興計画【ビジョン編】の作成 ※2

ケ 伊方町事前復興計画【復興まちづくり計画】の作成 ※3

コ 各種会議及び打ち合わせの協議記録等の作成 ※4

8 成果品

(1) 本業務に係る令和7年度の成果品は、次のとおりとする。

ア 委託業務完了報告書(全体)：1部

イ 上記の電子データ：一式

(電子データファイルの形式)

※ データ形式は、PDF及びMicrosoft Office Word又はPower Point形式とする。

(2) なお、本業務で想定している業務履行予定期間中の令和8年度以降の年度毎の成果品は、年度毎の委託業務完了報告書とあわせて次の成果品を予定している。

ア 伊方町事前復興計画【プロセス編】※1：A4冊子20部

イ 伊方町事前復興計画【ビジョン編】※2：A4冊子20部

ウ 伊方町事前復興計画【復興まちづくり計画】※3：A4冊子20部

エ 上記のア、イ、ウの電子データ：一式
(電子データファイルの形式)

※ データ形式は、P D F 及び Microsoft Office Word 又は Power Point
形式とする。

オ 各種会議及び打ち合わせの協議記録等 ※4：一式

9 納品場所

伊方町役場 総務課

10 業務の実施

請負業務の実施に当たっては、町と必要な協議打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

11 成果品の所属等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務で作成された報告書、データに関する著作権については、原則として町に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の問題等が生じた場合は、当該問題等の原因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、本町は、係る問題等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

12 成果品の保障

本請負業務に伴うすべての納入物について、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、この処置に要する費用は受注者の負担とする。

13 業務の再委託

- (1) 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、当該業務に係る業務遂行能力を持つ者が責任を持って選定することとし、再委託して処理する内容、再委託の理由、再委託先の業者の名称、再委託業者において取り扱う情報、従事者の氏名及び経歴その他再委託先に対する安全性及び信頼性を確保する対策並びに管理及び監督の方法等を明記した書面を事前に提出し、町の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、前項により再委託を行う場合には、受託者が町に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の業者に対しても、次項の「14 機密保持」に規

定する事項等について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。

- (4) 再委託先は、「14 機密保持」について、受託者と同様の義務を負うものとする。
- (5) 受託者が再委託先の事業者の本業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任と負担において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

14 機密保持

- (1) 受託者は、その役職員その他業務に従事する者、又は従事していた者は、本業務の実施に際して知り得た町の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。受託者は、町から提供された個人情報及び知り得た個人情報について、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び関係法令等に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。
- (2) 受託者は、町から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、「伊方町情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて町の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、町から提供された要機密情報が業務完了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄すること。また、本業務において受託者が作成した情報についても、町からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 履行期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た機密情報及び個人情報を漏らさないこと。

15 その他

本仕様書に明記されていない事項については、町と協議のうえ、指示又は承認を受けるものとし、一方的解釈によってはない。